

平成27年6月定例会 総務委員会（事前）

平成27年6月8日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 報告第2号 平成26年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分 of 報告について
- 報告第12号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分 of 報告について

【報告事項】

- 平成27年5月19日開催の総務委員会（所管事項説明）の検討結果について

児嶋警察本部長

私からは、最近の治安情勢と主要施策の取組状況等について御報告いたします。

県内における刑法犯認知件数は11年連続で減少しており、本年も5月末現在で1,755件と、減少率が全国1位となった昨年同期と比べて2.3%減少しています。

交通事故の死者数につきましても、昨日現在で12人と、道路交通法が施行された昭和35年以降、最少を記録した昨年同期と同等の水準で推移している状況です。

一方、高齢者を対象とした特殊詐欺の被害防止のための精力的な取組にもかかわらず、県内における被害は、金額も件数も昨年に比べ増加傾向にあるほか、ストーカー・DV等に関する相談も依然として後を絶たないなど、県警察が直面する重要課題は山積しています。

県警察では、今年の運営指針である安全安心を誇れる徳島県の実現に向けて、全国や世界にも誇れるほど高い水準の治安をこの徳島県において必ずや実現するという高い理想を現実のものとするため、更なる対策を進めてまいります。

それでは、主要施策として進める運営重点5項目について御説明します。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止です。

県内における本年5月末現在の自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪の認知件数は550件で、昨年同期と比べて40件減少しており、空き巣や忍び込み等の侵入窃盗の認知件数は82件で、昨年同期と比べて26件減少しています。

この減少基調を更に推し進めるため、制服警察官がコンビニで食料品を購入することによる警戒活動、犯罪発生状況の分析による緻密なパトロール活動や安心メールを活用した情報発信活動等を積極的に行うとともに、地域住民の自主防犯活動に対する支援、関係機関等との連携による社会全体の防御力の強化など、地域の犯罪情勢に応じた、効果的な防犯対策を推進していきます。

ストーカー・DV事案に端を発する重大事件は、昨年、今年と発生はありませんが、この種事案は、被害者の方から寄せられる全ての相談を丁寧に聞き、危険性と切迫性を正確に判断した上で、加害者に対し先制的に厳しく対処し、その暴走の芽を早期に摘むことが重要です。

このため、本部人身安全対策室と刑事部をはじめとする各部門との連携を強化し、被害者の安全確保と加害者の検挙措置等を推進します。

県内における、本年5月末現在の特殊詐欺の認知件数は23件であり、昨年同期と比べて14件増加しており、被害額についても約6,460万円と、昨年同期と比べて約1,568万円増加しています。

このように、特殊詐欺被害は依然として猛威を振るい続けていることから、県警察としては、これまで以上に的確な情報発信や金融機関等と連携したセーフティーネットの強化等を図るほか、積極的に「だまされたふり作戦」を展開し、特殊詐欺被害から県民の皆様のお金を守り、安全安心を実感していただける活動を推進してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

本年5月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は16件、検挙件数14件、検挙率87.5%という状況です。このうち、持凶器殺人未遂事件、現住建造物等放火、殺人、殺人未遂事件等の凶悪事件については、いずれも早期に検挙しています。

犯罪の早期検挙は、住民の体感治安の向上に直結することから、重要犯罪はもとより、人々が身近に不安を感じる犯罪についても、迅速・的確な初動捜査を徹底し、早期検挙に努めます。

構造的不正に対する取組では、本年に入り、町長選や市・町議会選挙における公職選挙法違反事件を検挙し、一部は現在も継続捜査中です。このほか、破産管財人に対する贈賄申込み事件等も検挙しています。

政治・行政・経済に潜在する不正を摘発し、社会的公正の実現に寄与することは警察の重要な使命であり、今後も法と証拠に基づいて、構造的不正の摘発に努めます。

危険ドラッグについては、いまだ乱用の実態がみられるなど、依然として厳しい状況にあるものと認識しています。

こうした中、本年7月1日には徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の改正条例が施行

されることから、引き続き、県保健福祉部等の関係機関と連携した取締りを強化するとともに、危険ドラッグの危険性についての情報発信を進めます。

暴力団対策では、本年1月以降、県内に本拠を置く六代目山口組三代目心腹会の幹部や直系組員等を相次いで検挙しました。

同会は、昨年、三代目体制が発足したばかりであり、県警察では、本年を同会壊滅の絶好の機会と捉え、引き続き、徹底的な暴力団対策を進めます。

第3は、交通死亡事故の徹底防止です。

県下の交通事故発生状況につきましては、昨日現在、死者数は昨年同期と比べて1人増加していますが、人身事故の発生件数と負傷者数については減少しています。

本年4月には、月間の交通死亡事故ゼロを記録し、道路交通法が施行された昭和35年以降、四国で初めての快挙となったところです。

本県では、ここ数年、高齢者の年間交通事故死者数が全死者数の6割を超え、全国平均を上回っているほか、依然として飲酒運転による交通事故も発生しています。

県警察では、子供や高齢者を守り、交通死亡事故の徹底防止を図るため、引き続き、横断歩行者妨害、交差点ルール違反等の取締りに力を入れるとともに、交通事故の発生傾向と原因を精密に分析し、飲酒運転や危険ドラッグなど薬物使用による危険運転の防止など、交通事故防止に実効性のある対策を進めます。

第4は、大規模災害等への徹底対応です。

南海トラフ地震をはじめとする、あらゆる自然災害に対しては、迅速かつ的確な対応ができるよう、活動拠点の整備・機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練等を、反復実施してまいります。

また、自然災害だけでなく、イスラム国の台頭等を踏まえ、国際テロなどの脅威にも的確に対処できるよう、様々な事態を想定した訓練を重ねるとともに、自治体、自衛隊等の関係機関との連携を密にし、緊急事態への対応能力の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化です。

県警察では、第一線で勤務する職員が、それぞれの任務にまい進することができるよう、業務の合理化、効率化を徹底するとともに、若手警察官の早期戦力化、女性の視点をより一層反映した業務運営など、警察機能の最大限の発揮に向けた取組を推進しています。

特に、女性警察官の採用拡大を図るため、女性に限定した採用説明会を開催するなど、幅広い募集活動を展開するとともに、専門的な技能を有する者を選考採用するなどの取組も進めています。

また、女性警察官の活躍の場を広げるため、県警初となる女性刑事課長を配置したほか、女性剣道特別訓練要員を指定するなど、様々な部門への登用を図っており、引き続き、女性警察官の採用・登用拡大を効果的に推進します。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況等について御報告いたしました。

県警察といたしましては、引き続き、組織の総力を挙げ、安全安心を誇れる徳島県の実現を目指し、治安面から徳島県の魅力を最大限に高め、もって徳島県における地方創生の

重要な一翼を担うべく努力してまいります。

委員の皆様方には、今後とも、県警察に対する御指導を賜りますようお願いしまして、私からの報告とさせていただきます。

石川警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成27年度一般会計予算6月補正予算（案）並びに平成26年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で2億2,336万7,000円の増額補正することとしております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から3番目に記載してあります警察施設費として、7,155万3,000円の増額で、内訳は、交番・駐在所等整備事業費として、那賀警察署那賀町平谷駐在所の建て替え及び交番環境整備に要する経費として総額3,832万5,000円、警察署整備事業費として、昨年度に策定した徳島東警察署庁舎整備基本構想を踏まえ実施する、新防災センター・徳島東署施設整備PFI導入可能性調査に要する経費1,000万円及び警察施設防災機能強化に要する経費として、総額3,322万8,000円であります。

次に、警察活動費として1億5,181万4,000円の増額で内訳は、一般警察活動費として、四国4県警察音楽隊演奏会開催に要する経費220万円、交通安全施設整備事業費として、道路標識・標示の更新及び信号灯器のLED化の県単独事業費1億4,961万4,000円であります。

続きまして、3ページをお開きください。

平成26年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

平成27年度への繰越し事業は、警察署整備事業費の4億6,508万1,000円でございます。これは、警察本部庁舎空調設備更新事業に要する経費を繰り越したものであります。

以上、平成27年度一般会計予算6月補正予算（案）並びに平成26年度繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

久次米首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が3件、捜査活動に伴う物損事故が2件でございます。

お手元の説明資料4ページを御覧ください。

交通事故の1件目は、平成26年11月7日、警察本部生活安全部生活安全企画課員の運転

する捜査用車両が、交差点で出会い頭に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額2万7,600円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成26年12月16日、徳島西警察署員の運転する公用二輪車が、路外から車道へ進行した際、走行中の車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金15万9,000円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成26年12月16日、牟岐警察署員の運転する捜査用車両が、駐車場で後退中、モデルハウス外壁と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額6万7,068円と決定し、和解いたしました。

捜査活動に伴う物損事故の1件目は、平成26年12月9日、三好警察署員が届出を受け、洗車機から出せなくなった車両を引き離そうとして洗車機を破損した物損事故でございまして、県の賠償金額10万5,599円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成26年12月24日、警察本部刑事部捜査第一課員が職務質問の際、携帯していた懐中電灯を落とし、車両を破損した物損事故でございまして、県の賠償金10万9,285円と決定し、和解いたしました。

職員の交通事故防止等につきましては、各種会議等で指示するとともに、実践的教養を実施するなどしておりますが、職務執行に当たっては、様々な事態が想定されるため、より慎重な姿勢で業務に当たるよう、引き続き指導してまいります。

専決処分の報告は以上でございます。

薄墨交通部長

私からは、5月19日に開催された臨時総務委員会において、長尾委員から、運転免許更新時における対応は氏名ではなく、番号で対応できないかとの御提案のありました件についての検討結果を御報告します。

まず、この件について全国の状況を調査いたしました結果、本県同様、氏名で対応しているのは、本県を含め32都道府県であり、全国の約7割弱を占めている状況でありました。

他方、氏名でなく番号で対応している県については15県あり、全体の約3割強となっております。

本県の現状について御説明いたしますと、1回の更新時に最大400人が訪れているところであり、受付、視力検査を終えた方に対し写真撮影の案内時に1回、講習を終了した方に免許証を交付する際に1回の計2回、氏名での対応をさせていただいております。

氏名に代わる番号での対応について検討を重ねました結果、写真撮影時に撮影機から印字される登録番号を活用して運転免許証交付時に番号で対応させていただきたいと思っております。

受付時からの番号制についても検討いたしましたが、新たな番号札の交付、それに対する説明、窓口での番号と更新者の確認、それに加え番号札の亡失や亡失に伴う本人と番号との照合作業等、新たな業務が増加することとなり、これに比例して待ち時間も増加することによって限られた時間内での対応が困難となり、県民サービスの低下につながるこ

などから、現状においては受付時からの番号制の導入は難しい状況ではありますが、今後の研究課題としてまいりたいと思います。

免許交付時の番号制の実施時期につきましては、その準備が整い次第、試験運用も行いながら実施したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、御報告いたします。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

来代委員

この前の松山での殺人事件、あれは本当に御苦労だったと思います。表に出る前からの緻密に捜査をなされていた警察官の行動に敬意を表しますけれども、やっぱり、隣にこんな人がいたのかというのが一般市民の気持ちなんです。それだけに今後、もしこの事件で凶器を徳島県内に放ったということですので、そういう捜査に何か報告してくれることがあれば、みんな関心を持っていますのでお願いしたい。

もう一つは、そういう大きな事件の陰に小さなことをお聞きしたいんですが、全国で自転車の通行が大変厳しくなり、ちょっと走り過ぎると人命にも影響ありますし、イヤホンをつけててもあります。しかし、交通機関が少ない徳島県内においては、自転車もまた欠かせない交通手段でもありますが、この危険行為を繰り返す自転車、これで検挙あるいは違反切符、どういう立場かは分かりませんが、いろいろ努力されたと思うんですが、その自転車の道路交通法の改正に伴うこの1か月近い間の県警の動向というのは一体どうなっているんですか。

時谷交通企画課長

自転車危険運転者の取締り状況等についてでございます。施行されましたのが、本年6月1日からでございますので、昨日の7日まで1週間の自転車危険運転者の取締り状況について、いわゆる禁止行為の検挙はありませんでした。

指導警告数、いわゆるイエローカードの交付数は103件でございます。あと、違反別で見ますと、無灯火が47件、二人乗りが15件、傘さし運転13件、イヤホン10件、携帯電話9件等ございました。

来代委員

我々が見ていたら、携帯とイヤホンというのは、もっとも多そうに見えますし、それか

ら歩道を暴走してもいかなのでしょうか。本当は、全部車道を通らないといかなのでしょうか。歩道は、徳島県内のような道路事情に恵まれていないところは認めるんですか、どちらなんですか。

時谷交通企画課長

自転車の通行方法について説明させていただきます。

自転車は、歩車道のある道路では車道を通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、道路標識、これは歩道自転車通行可の標識がございます。道路標識や道路標示によって、歩道を通行する場合、運転者が13歳未満、70歳以上の高齢者、身体障がい者、それから通行の安全を確保するため、駐車違反車両があるとか、通行量が多いとか歩道を通行することがやむを得ない場合、歩道を通行することができます。なお、歩道を自転車が通行する際には、歩道の車道寄りを徐行、歩行者の通行を妨げないという規定になっております。

来代委員

どっちにしても、70歳以上だと常に身分証明書を持って歩かないといけないわけやね。自転車に乗るときは大変ですよ。私は70歳以上ですって、身分証明書を持たないといけない不便さについて、また何か良い方法を考えてほしい。それと、やっぱり今の中学生、高校生、あるいは女性、中には男性もおもしろいけど、横列で話しながら猛スピードで来ます。これについては、車を降りたら我々も歩行者だし、歩行者だって車に乗ればその自転車がちょっと危ないと思うこともあろうと思いますので、今日この数字を見ますと、徳島県がうまくいっているのか、やっぱり、もう少し注意しないといけないのか。我々の見た感じでは、もっと数字が多いと思うんですが、この辺り、これは徳島市内だけですか、県内でこれだけしかないんですか。この内訳はどんなになってるんですか。

岸本委員長

小休します。（10時58分）

岸本委員長

再開します。（10時59分）

時谷交通企画課長

市内が中心でございまして、この先ほどの1週間の警告数、徳島東署管内では79件の指導警告、徳島西署管内では8件の指導警告をしております、自転車が 많이 徳島市内が中心でございまして。

来代委員

やっぱり県内全部平等だから、平均化してやってほしいのと、今回これだけ警告を受けているんで、次の講習というのはどんな基準でしていくんですか。

時谷交通企画課長

今回施行されました自転車運転講習制度につきましては、自転車の禁止行為14種類の禁止行為を反復した、具体的には、過去3年以内に2回以上危険行為をした場合にこの講習の対象となります。今回は検挙がありませんので、講習対象はゼロでございます。

来代委員

それだけ軽微なものですけど、これはこれでお願ひしたいのは、私の子供がまだ高校生か中学生のころ、夜に塾が終わってから11時ごろに帰ってきますよね、自転車で。警察官5人に囲まれて、長いこと自転車をいっぱい見られて、もう二度と塾に行きたくないと怒ったことがあります。

やっぱり、取締りもいいけれども、自転車に乗らざるを得ない子供たち、乗らざるを得ない人たちもいるので、ただ検挙中心じゃなくて、やっぱりその辺の事情等もありますので、悪いのは悪い、分かるんです。しかし、何でも取り締まればいいというものでもない、その辺は情を持って、こういう検挙あるいは警告も考えてほしいし、実際、イヤホンとか横一列で来る誰が見ても危ないと思うことは、徹底した注意事項を与えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

時谷交通企画課長

一般的な自転車の利用者の現状については、運転免許を持っておりません。交通法令の理解が十分でない未成年者や高齢者が多く利用しているところでございますので、自転車利用者に対する自転車の安全利用の促進に向けた啓発活動や街頭における交通ルールの指導等を継続して行ってまいりたいと思います。

来代委員

ついでに一番気になっているのは、徳島県内にドローンというのが一体どれくらいあるのか。それともう一つは、個人の秘密情報ですけど、結果的に国の役人を見ている限り、あれだけの個人情報漏れても、誰も責任を取らないわけですよ。しかし、情報が漏れた人間にとっては、大変なことなんです。情報漏らされた方にとっては。しかし、これが今後進んでいきますと、市町村役場に任すと思うんですが、市町村役場の手ぬるいやり方で、その個人情報が漏れた場合、罰則も何にもなかったら簡単に扱われますよね。

やっぱりこの個人情報、マイナンバー制度も、漏れたときにすごい厳しい罰則がなかったら、どんな扱いをされるか我々たまったもんじゃないんで、ドローンが一体どれくらいあるのかと、個人情報で市町村役場あるいは公務員のミス、手抜きで漏れた場合の罰則というのを考えてほしいけど、あるのかないのか、そこだけ教えてもらえますか。

岸本委員長

小休します。（11時04分）

岸本委員長

再開します。（11時04分）

逢坂警備部長

委員お尋ねの件でございますが、県警といたしましてはドローンの実態の数字ということとは現時点においては把握しておりません。

この前、徳島大学の先生から数字が出ておられたんですが、警察としましては、その数字について具体的に確認ができておりません。

来代委員

やっぱりこれだけドローン、ドローンと騒がれたら、県庁の上に落とす、県警の上に落とすことはないとは思いますが、やっぱりこの辺りもこれだけ話題を集めたら、つかんでおくのも必要でないかと思います。それからもう一つ、個人情報についてはどうですか。

岡崎警務課長

警察が保有している情報につきましては、外部と遮断した独自のシステムを使っておりますので、外部に漏れることはありません。

一般的な話ですが、地方公務員法に守秘義務がございますので、警察職員に対しても警察情報、個人情報を扱う職員については、その教育を徹底しているところでございます。

来代委員

幾ら徹底していたって、新聞やテレビを見ていたら徹底していたと言うわけでしょう。これこそが私、ぬるま湯体質じゃないかと思うんで、この際、自転車に乗っても厳しくされるんですよ。公務員はもっともっと厳しくされて当然なんです。そういうわけで、今からそういう手ぬるいあるいは甘い扱いをする者に対しては、徹底して厳罰主義を今から考えておかないと、同じことの繰り返しを私は心配しているんですよ。本部長、是非とも今から法の運用ありましようけれど、皆さんのおっしゃる証拠と法に基づいて、適正な処理、その前に公務員に対してもっと厳しいということを教えるくらい、今からの対策を教えていただけないでしょうか。

児嶋警察本部長

公的機関による個人情報の漏えい、これはあってはならないことであります。県警察と

しては、法と証拠に基づいて厳正に対処していきたいと思います。

西沢委員

この前の金曜日と土曜日に、牟岐町でも行方不明者が出まして、消防団が全員出まして大捜索をしました。結果的には、2日目の夕方に本人が発見されて、大したことはなかったという状況でございました。その初日から、防災ヘリの方に要請しようということだったんですけど、警察のヘリに2日間出ていただきまして本当に助かりました。

皆さんのヘリが出なかったら、またいろいろな思いがあったかも分かりません。結果的に2日間、警察のヘリに出ていただきまして、1回で2時間くらいしか飛べないということで、徳島の方から往復で30分、1時間少々捜索していただきまして、大変喜んでおりました。本当にありがとうございました。まずは、お礼を申し上げます

そのときにまず気になったのが、県の方の防災ヘリがドック入りをしてたということで、県の防災ヘリと警察のヘリがきちんと連絡を取ってドック入りをしているのかということですが、このあたりは連携を取ってやっておられるんですか。

澤口生活安全部長

まず、県警ヘリと防災ヘリは、航空基地が隣接しております。隣同士になります。今回の出動要請についても、お互いに連絡し、情報交換はしておりました。

防災ヘリの出動は一義的には地元の消防を通じて出動していると承知しております。同時に地元の警察署から県警ヘリへの出動要請がある場合も多く、そのような場合は、事案に応じて連携しながら、飛行時間の調整をしたり、捜索場所において広範囲に捜索ができるようにしております。

つまり、現場において消防団と警察、それが情報交換しながらヘリの要請もされているということでございます。

西沢委員

結果的に両方が計画性を持ってドック入りとか、そういうのをやっているわけですね。それは隣同士ですから、そうだと思うんです。あと、今回のことは、一番最初に防災ヘリの方へ要請したところドック入りしていたから、今回は香川県の方へ要請した。そうしたら、香川県の方が急に来られなくなって、今度は高知の方へ要請しました。高知の方は大きな雨が降っていて出動できないということだったんですね。そして、その次に警察のヘリの方をお願いして、即来ていただいたと。

そういうヘリの出動に関しまして、例えば、順番とか何か協定があるんですか。どうしたときにどうするとか、何かあるんですか。

澤口生活安全部長

先ほど言いましたように、やはり一義的なラインがございます。委員のおっしゃるとお

り、防災ヘリはやはり地元の消防団員の方から要請し、警察ヘリは警察の方から要請するという一つのラインがありますが、現場では共同活動が実態でございますので、それぞれ情報交換をしながらやっていただければ、その要請には応じることができると思います。そのようによろしくお願いします。

西沢委員

いろいろルートがあると思うんですけども、警察は警察、防災は県の方にというだけではなくて、相互の連携、もっと広く言えば、関西広域連合の中でのヘリの使い方もありますよね。その横の流れというのも、縦の流れの中でのお願いだけではなくて、全体的に横の流れで、どこに言ってもそこから横に言って、空いているヘリを利用できるとか、今回、そういう体制がちょっとどうなのかなという感じを受けたんです。

警察のヘリは牟岐署へ言って、牟岐署からヘリが来ていただきましたけれども、そうではなくて、徳島県の方をお願いしたら全部が把握できて来ていただけるといような、体制の問題についてちょっと気になったので、今そういうことを聞いているんです。

そういう調整をどのようにやるとか、県の防災ヘリと警察のヘリに協定などが要るんですか。それとも要らなくて、ツーカーでいけるんでしょうか。

澤口生活安全部長

今のところ、協定というのはございません。しかし、実際の運用としましては、繰り返すようですが、現場で共同、共に活動する中での情報交換を、じかに現場の状況に合わせてできますし、現場のヘリコプターの活動もそれぞれ隣接しておりまして、お互いが隣り合わせの地理的にも密接な所において、現場の方では情報交換されておりますが、委員のおっしゃるとおり、協定というものはございません。

西沢委員

ツーカーであればそれでいいですけど、協定を結んで、格好だけでなくて一体化してやるという方が良いかもしれません。一体化しているのかどうか、確認したかったということです。

それともう一つ、気になったのが周波数です。いろいろ情報交換しますよね。これが、各警察は警察、防災は防災、町とか消防団の無線とか、この辺りの連携どうなっているのかというのも、ちょっと気になったんです。当然ながら、災害のときに、皆さんが統一化しなければいけない周波数もあるのではないかと。警察のヘリにも、各地域の消防団や町とかと連絡を密にする方法が、そういう周波数が要るのではないかと。

今回は牟岐署の方に現場に来ていただいて、ヘリと連絡を取って捜索ができましたが、それだけではなくて、もっと言えば消防団との連絡が取れる、また、町との連絡が取れるとか、もっと幅広い連絡体制が要るのではないかと。

聞きますと、消防、各町でも周波数が違うとか、周波数のことに対しては統一性がまだ

取れていない。それから、免許を取るのが各町の消防団で一つの周波数なので、免許の形態が複数取れるいう状態と違うとか、何か免許形態もいろいろあるということで、その辺りは統一して、警察とか他の消防団、また町とかいろんなところで、例えば、広域連合もありますので、広域連合の中のヘリとの連絡をどうするとか。それらが統一して一つの周波数でやれる、また、お互いの周波数を利用できる、そういうことも必要なのではないかと感じました。

そのあたりはどうでしょうか。私の考え方はちょっと違うのでしょうか。

澤口生活安全部長

まず、防災ヘリと警察ヘリとの相互の連絡というのは、航空無線におきまして、それぞれの活動の分担とか役割の意思疎通はできます。そして、一般事象におきましては、何らかのそういう搜索の拠点というのができます。現実には、無線機を持った警察官がその拠点となる活動のところへ行っても、消防隊の方と一つの拠点ですね、相互に必要な無線をそれぞれが、それぞれの分野の無線通話をしているところであり、委員御指摘のように一般活動におきまして、現在、そのような共通した周波数での活動というのはございません。

繰り返しますが、その一つの拠点にそれぞれの担当の者が無線機を持って来て、そこでそれぞれの分野の人がそれぞれの周波数で連絡するというふうになります。

西沢委員

横の連携を取るという意味においては、一つのところに集まってというだけではなくて、本当は聞いてもかまわない情報であったら横の流れとして聞いて、その中でいろんな人が対処していく、もっと効率の良いやり方があるのではないのか。一つのところに集まると、やっぱりやり方が一元化してしまうところがあるので、もっと多くの人が聞いて、即応体制ができるという形も必要なんじゃないかなと。今後の課題としてそういうことをまた考えてほしいと思います。

長尾委員

先の委員会で、私の方で免許センターで免許証を交付の際に、名前を呼んで交付するのではなくて、病院や銀行等で番号による交付というのを提案させていただきました。早速それに対して、検討をしていただきまして、先ほど部長の方から2度ほど名前を呼ぶ機会があって、その中で免許証交付するときに番号で呼ぶということになったという報告がございました。これについて、いち早く対応していただいたということについては評価したいと思います。

ただ、他県では奈良県がもう既にやっているとのことでありまして、若干徳島の場合は、いろんな事務的なことで直ちにはいかんということではありますが、もう既に受付段階から番号でやっているところもあると聞いておりますので、是非徳島県も早い段階で、経費の問題もありましょうが、受付の段階から番号でいけるように、是非、御検討をお願いした

いと重ねて要望しておきたいと思います。

加えて、番号で呼ぶにしても耳の不自由な方は分からないわけでありますから、こちらの対応も今後更に丁寧はどうしていくのか、また現状はどうなっているのか、御報告いただきたいと思います。

時谷交通企画課長

聴覚障がい者の方が来庁した際に、受付窓口におきましては、聴覚障がい者の方からその旨の申告があった場合、又は運転免許証の条件欄を確認することにより聴覚障がい者であることが判明した場合は、窓口において担当者が筆談等により対応を図っているところでございます。

また、本人の呼出し、又は手続の説明及び案内につきましては、その必要により担当者が直接本人のところに赴いて実施するなど、聴覚障がい者の方が更新手続において不利益を被ることがないように努めているところでございます。

それから免許証の交付に当たっては、聴覚障がい者を含めまして申請の順番に交付をしております。聴覚障がい者の方につきましては、書類に付箋を貼付するなど事前に確認の上、担当者が直接本人のところに赴いて、その対応に誤りがないよう万全を期しているところでございます。番号呼出しに変更しましても、チェックを徹底いたしまして、後回しにすることがないように、障がい者に対する配慮を徹底してまいりたいと考えております。

長尾委員

来年の4月に全ての障害者の方に対する情報アクセス・コミュニケーションを保証するという全国的にも進んだ条例ができるということもありますので、そういった方々に十分な配慮ができるように、今から心掛けていただければ有り難いと思います。

それから先ほど、来代委員の方から質問があったことに関連しますが、ドローンの問題について、今、被害であるとかそういった観点での議論が多いわけでありますが、逆に警察の側から取ってみれば、先ほど西沢委員の方からもお話がありましたが、いわゆる捜査とか警備とか様々な観点で、県警ヘリというのはありますが、例えば高いところ、音が大きいという観点からすると、より静かでそういう警備や捜査、逆に警察の側にとってドローンも必要ではないかと思うんですが、今、警察の側としてドローンの整備状況というのか、どのくらい持っているのか、どういうふうな効用があるのか、まずは県警本部で持っているのかどうか。持っているとしたら何台あるのか。そして、警察の視点から見たドローンの効用、効果といったものをどう考えているのか教えてもらえますか。

尾田会計課長

ただ今、委員からドローンのことに関して御質問がございましたが、現在、県警察といたしましては、ドローンは保有いたしておりません。ただ、現在、国・政府を挙げてこのドローンの是非について検討をしているところであると認識しております。そこで、当然

県警察におきまして、このドローンの対応について、今後、警察活動におきましてどのような分野で活用できるのか。また、実際ドローンに対してどのような対策を講じていくことが効果的なことかといったことについて、様々な検証をする必要があると認識しておりますので、現在、ドローンの購入については検討中でございます。

長尾委員

これは国の方の動きと関連しているということでありましょうが、今の情報としては検討中ということで、大体いつごろまでに国の検討結果が出るとか、徳島県として整備する、そんなにお金もかからないと思うし、予算の方も出ると思うんですけども、その辺のところは、今、全く分からないんですか。それともある程度、方向は見えているんですか。

尾田会計課長

ドローンの購入につきましては、現在、早急に購入を検討しております。

ただ、このドローンにつきましては、警察の活動にどのような活用方法があるかといったことを検証するためのドローンを購入するべく、現在、購入を早急に検討しているところでございます。

長尾委員

分かりました。高度なそういう機器が必要な時代になってくる将来、警察も、そういう時代の先端に行くような体制をしっかりと見据えて、県民の安全確保に頑張っていただきたいと思います。

達田委員

補正予算で数字が出てきております警察施設費についてお尋ねしたいと思います。

まず、①の交番・駐在所等の整備事業費なんですけれども、3,800万円ほどかかっておりますが、どういう内容のものを整備をするのか。また、何箇所整備をするんでしょうか。

高橋拠点整備課長

達田委員の御質問にお答えいたします。

まず、警察施設費の交番・駐在所整備事業の3,800万円でありますけれども、那賀の平谷駐在所の整備事業、この工事費が3,100万円です。それと、もう一つは女性が働きやすい交番環境整備事業といたしまして、交番の女性トイレを整備してまいりたいと考えておりまして、六つの交番のトイレの整備を検討しているということです。

達田委員

女性用トイレの整備ということは、今まで女性用はなかったということなのか、古くなったから直すということなんでしょうか。交番全てに女性用トイレを整備するということ

为什么呢。ちょっと、そのところを詳しく教えてください。

高橋拠点整備課長

交番につきましては、現在26交番ありまして、7交番に女性専用トイレを設置しております。今回の補正予算におきましては、整備ができていないところのシャワーでありますとか物置等を一部改造いたしまして、6交番に女性用トイレを整備するというものであります。これによりまして、約半数以上の14交番において女性用トイレが整備されることになりますけれども、残る12交番、これはスペースが狭あいでありまして、整備が困難であると考えております。今後、新たに交番を整備する場合には、こうした設置に努めてまいりたいと思います。

達田委員

そうしますと、残る12交番につきましては女性警察官が配備をされるということがないので、整備されないということなんですか。

高橋拠点整備課長

女性警察官の活用ということで、現在、配置になっているところ、配置になっていないところございますけれども、当然配置も予想されるところに女性用トイレがないということもあると思います。運用面において検討してまいりたいということで、御理解いただきたいと思います。

達田委員

女性であれ男性であれ、対等に扱われていると思いますので、どこに配備をされるかというのは分からないと思うんですけれども、女性用トイレがないというのは本当に不便だし、これから女性をどんどん登用していこうということについては、まるで逆行しているんじゃないかと思われるんですね。ですから順次、女性用トイレもきちんと整備をして、全ての交番に男女ともに気持ちよく働くことができる職場環境を整えるということが大事だと思うんですけど、その計画というのはできているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

今申しましたとおり、スペースの問題でありますので、直ちに整備することは困難でありまして、困難が可能なものを抽出して事業をおこしてまいるということでもあります。先ほど申しましたように、交番・駐在所全体の整備事業にかかるものですから、直ちに全ての交番をするのは困難な状況でありますけれども、運用面を含めまして、検討してまいりたいと思っています。

達田委員

これまで警察といいますと、男性の職場というようなイメージがありまして、なかなか女性のための職場環境を整えるというのができてなかったと思うんですね。しかし、これからは女性もどんどんこういう職場に進出していただいて、やっぱり男女半数半数でございまして、そういうところで働けるようにしていただきたいんです。そして、なかなかスペースがないというようなところもあるかと思うんですけど、何とか工夫をしていただいて、年次的に整備をしていただけるように是非お願いをしておきたいと思います。

それから②の警察署整備事業費なんですが、防災関係で整備もされるということなんですが、耐震ですとかあるいは津波対策ですとか、警察署の防災対策は非常に大事だと思うんですが、これで整備をされた警察署、また残っている警察署というのはどれだけなんでしょうか。

高橋拠点整備課長

今補正予算におきましては3,300万円、これは東警察署の導入可能性調査も含めておりますけれども、警察機能の防災機能強化ということで予算を計上させていただいております。御質問のどの程度の耐震等々の問題でありますけれども、県警察におきましては、警察署でありますとか、交番・駐在所、また宿舎、こういう多くの施設を管理しておりますが、このうち防災拠点となる本部庁舎と警察署庁舎を中心に、対策を進めているところであります。

まず、耐震につきましては、警察署庁舎につきましては、県が進めていました耐震化計画、また統廃合が進みましたので、これに基づきまして、現在13警察署中9署が新耐震基準で整備されておりますから耐震の必要がありません。残りの4署について、石井署は今年完了いたします。また、美馬署は来年度耐震工事が完了する見込みであります。徳島東署は、現在、移転・新築に向けた検討を進めているところであり、残りの阿波吉野川警察署、これについても早期に統合署の整備を検討する必要があると考えております。

達田委員

耐震ですとか、あるいは津波対策ですとか、本当に大事なことなんですけれども、随分と先にならないで、近いうちに整備がされると考えてよろしいんですね。

高橋拠点整備課長

耐震につきましては、このような形で警察署整備と合わせて努めてまいるということであります。先ほど答弁しましたがけれども、津波対策につきましても、警察本部また沿岸6警察署、これの対応を順次進めているところであります。予算のこともございますが、可能な限り早急に進めてまいりたいと考えております。

達田委員

それでは安全な建物を確保できるように是非お願いしたいと思います。

それと②のことですけれども、先ほどの御説明では、東警察署の場合、今度建て替えに当たってP F I 導入の可能性について検討するということで、予算が付けられているということなんですけれども、これは、どういうメリットがあってP F I を導入するのかということを検討されるんでしょうけど、県のホームページの中に徳島東警察庁舎の整備基本構想というのがありまして、その中を見ますと、設計・施工・維持管理運営の包括的民間活力により効果が発揮できるものと考えられると書いてあるんですね。ですから発揮できるかどうかというのではなくて、できるものと考えられると。このまま読みますと、もうP F I の方に決まったんだよというふうに受け止められるんですけど、その点はいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

現在、二つの御質問を頂いたと考えております。

まず、メリットとP F I で既に決まっているのかということであります。

メリットにつきましては、委員からの御質問もありましたように、設計でありますとか、建築、また維持管理、これが一元的になされておるということで、コスト縮減であるとか、高いクオリティが確保できるのではないかと考えておるところであります。

既に決まっておるのかどうかということとは、このP F I の導入可能性調査、これによりましてP F I の手法を活用するのがいいのか否か、これを判断する一つの材料と考えてまして、そこらを含めて総合的に判断してまいりたい。つまり、この結果を踏まえて、また新たに我々検討してまいりたいということであります。

達田委員

私、徳島県がP F I 事業で行った他の事業につきまして、やっぱり仕事をする主になるのが県外の大手のゼネコンでないのか。そして県内の業者さんというのは、下請であるとか、孫請であるとか、あるいはもっと三次四次というふうな、非常に小さな仕事になっていくということで、やっぱり、徳島県内の経済を良くしていくという意味から見ても、本当に良い手法なんだろうかという議論をしてきたことがあるんですけども、警察の庁舎にまでP F I を導入すれば、やはり主になるのは県外の大手建設会社ということになりますよね。県内業者でやっていこうというような、そういうことがまずないだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

P F I 事業であれば、大手の事業体が契約するのではないかと御質問であります。

今までの過去20年程度でありますけれども、警察署の整備事業を見ましても、おおむね当然5億円を超える工事でありますけれども、そこら大手の企業社と地元事業者がジョイントベンチャーの形で組んで事業をしておるところであります。

もっとも、東警察署の事業費というのは未定でありますけれども、結構な大きな数字に

なるのではないかと想定をしております、この場合、政府調達協定対象の大規模な工事になってまいりますので、県内事業者のみならず、外国企業を含めて参入を図らなければならないと考えております。

どのような形でその事業者を決定するのかというのは、最近では、入札金額のみならず、総合評価方式と申しまして、地元事業者にどれだけの配慮、例えば地域の貢献度でありますとか、そういうことも配点に入れておりますところでもありますけれども、PFI方式においても、こういう審査基準の中に地域の地元産業の活性化でありますとか、貢献度等を配点基準に加えているところもありますので、そういうところも検討してまいりたいと考えております。

達田委員

PFIというのは民間資金を活用して、税財源に依存しないということですが、実際はずっと税財源に依存するという形式になっておりますよね。そして、全国で千葉県、山梨県等で警察庁舎を建てましたという例があるんですけども、これを見ますと、維持管理等を含めまして、非常に長い年月一つの企業が受け持つということで、本当にこういう方式が徳島県の経済にとって良いんだろうかと、ずっと前から疑問を持っています。

千葉県は事業期間が24年、それから山梨は17年6か月となっておりますので、もし、こういう採用をした場合に、徳島県もやはりそれくらいの期間が事業期間としていくのではないかとされるんですけども、建設だけじゃなくて、後々の維持管理までもずっと一つに決まってしまうというようなことが本当に良いのだろうかということで、検討するべきだと思うんですけども、本当に1,000万円もかけてこういう検討をする必要があるのかなと、率直に申し上げてそういう思いがいたします。

徳島県は「vs東京」といいまして、私はいまだに意味が分かりませんが、やっぱり「vs東京」というのであれば徳島県の産業を興していくという、そういうのを全部の部署で意思統一をしていく必要があると思うんです。ですから、警察庁舎であってもメイド・イン・徳島ということで、全国に胸を張れるような徳島企業の育成という観点に立って事業を進めていただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤田委員

先ほど本部長の報告、また、先の臨時議会の中でも本部長から報告があったんですが、今年4月中、交通事故による死亡者ゼロということで、死亡者がおらず、昭和35年道路交通法が施行されてから55年間、四国4県では1度も記録されなかったことが月間の交通死亡事故ゼロを徳島県が記録したということで、県内の交通死亡事故の対策というのは一定の成果が出ているように思われるわけではありますが、その後、飲酒運転に起因する交通死亡事故でありますとか、高齢者によりますバイクによる死亡事故が昨日も起きてしまったという記事が徳島新聞に出ていたわけではありますが、それにしても道路交通法施行以来、去年最少の31人を記録したわけではありますが、この更新というものが期待できる状況では

ないかと思いますが、この交通死亡事故が減少している要因というのはどこにあると考えられますか。

時谷交通企画課長

交通死亡事故が減少傾向にある要因についてでございます。

第9次徳島県交通安全計画に基づき、県、関係機関等と連携して各種施策を着実に実施した結果であると考えております。警察におきまして減少した要因を検討しましたところ、死亡事故が多発しました一昨年、平成25年は、高齢者死者数が多い、横断歩行者、自転車の死者が多い、夜間事故の死者が多いなどの状況が見られましたところから、交通事故分析に基づく効果的な取締りを実施しましたほか、パトカーや白バイ等による見せる活動に重点を指向した街頭活動の強化、横断歩行者妨害等交差点ルール違反の取締りの強化、参加体験型の交通安全教育の実施、反射材の着用指導、SNS等各種媒体による情報発信活動、交通関係団体等と連携した各種キャンペーン、そして徳島スマートドライバーセーフティラリーなどを実施した成果と考えております。

藤田委員

要因としては、様々な取組、若しくは安全教室でありますとか、取締りが功を奏したということなんですけど、交通事故対策、ただ死亡者が減れば良いというわけではなくて、事故による重い後遺症に苦しんでおられる方というのは非常にたくさんいると思われるわけで、県内における人身事故の発生状況、先ほど本部長の報告では減少傾向にあるということであったんですが、そのうち重体でありますとか重傷事故の件数、割合というものはどのくらいでしょうか。

時谷交通企画課長

昨日現在の交通事故の発生件数ですが、1,697件、昨年同期比でマイナス196件でございます。傷者数は、2,110人、昨年同期比でマイナス257人、そのうち重傷者数、これは1か月以上の人身傷害でございます、191人、昨年同期比でマイナス32人でございます。全傷者数の約9.1%が重傷者となっています。なお、重体者は重傷者に統計上含まれております。

藤田委員

重傷者というか、重傷件数も人数も減少しているということは分かりましたが、交通事故対策を講じる上で、事故の当事者、また、事故の多発箇所、この周辺住民の意見を聞くということは、非常に意義あることだと思いますし、こういうことを県警はどのように反映していつているんでしょうか。

時谷交通企画課長

交通事故防止対策を進めるに当たりましては、県、関係機関・団体等の連携はもとより、県民一人一人の御理解と御協力そして御意見を頂くことが必要でございます。

警察は、県民の意見要望を反映する各種施策を推進しており、具体的には、重大事故等が発生した場合、交通事故当事者からの事情聴取、道路管理者や関係団体等とともに現場点検を行い、意見交換をしております。そして、交通安全施設の整備充実や街頭活動等に反映をしております。

警察署に直接寄せられる意見、県や県警のホームページに寄せられる意見要望についても交通安全対策の参考としていただいております。

また、警察署においては、平成13年から警察署協議会が設置されており、各警察署の業務運営に地域住民の方の意向を反映させております。地域住民の意向を代表した委員から意見、要望を頂くとともに、交通関係では、交通事故発生状況や交通死亡事故等の概要、交通安全の取組などを説明し、地域住民の方に御理解と御協力を頂いております。

今後も、県民のみなさんから頂いた貴重な御意見を参考にするなど、官民を挙げて交通事故防止に向けた取組を進めてまいります。

藤田委員

交通事故が多発するところにはいろんな要因があつて、地域特性というか、そのところにある特性というのを一番知っているのは、地元のみなさん方ではなかろうかと思いますので、その方々の意見を道路管理者とともに反映をさせて、交通事故を少なくしていただきたいと思います。

春の交通安全運動、これは終わったわけではありますが、交通安全対策、これは決して終わりが無いということで、今後の交通死亡事故、交通事故の更なる減少に向けた県警察の意気込みというものと、今後の方針というものを聞かせていただきたいと思います。

薄墨交通部長

交通死亡事故・人身事故防止に向けた方針ということでございますが、今後とも引き続きまして、県や関係機関団体と連携し、県民の皆様の御理解と御協力のもと、交通死亡事故の徹底防止といったものを最重点としまして、高齢者の交通事故防止対策に積極的に取り組むほか、依然として発生しております飲酒運転による事故や最近全国的に発生しております危険ドラッグ使用運転の根絶、交通事故に直結する横断歩行者妨害や信号無視等の悪質、危険な交通違反の取締りを強化してまいりたいと考えております。

また、道路管理者と連携いたしました道路交通環境の整備を図りますほか、実技講習等のより実践的な交通安全教育、反射材の着用指導、積極的な情報発信活動などによりまして、効果的な各種施策を実施して交通死亡事故・人身事故の防止を図っていききたいと考えています。

藤田委員

様々な取組であるとか、施策によって交通事故を減らしていくという意気込みが大変いたしましたが、やはりソフト的なものとハード的なものというんでしょうか、今回の補正予算の中で交通安全施策整備事業ということで約1億5,000万円を計上されており、その約9,400万円がLED事業ということで、信号機のLED事業ですか。こういうことになっているわけでありますが、県内の信号機のLED化率と今年度の普及率、普及目標ですか、どのくらいになるのでしょうか。

時谷交通企画課長

県内に設置している信号機のLED化率につきましては、平成27年3月末現在、車両用三色灯器が65.3%、歩行者用灯器が100%、平成25年度に完了です。車両用矢印灯器が100%、平成24年3月に完了でございます。車用三色灯器につきましては、平成23年度から推進してきた、いけるよ徳島行動計画に示す整備目標の65%を達成したところでございます。

信号機のLED化普及目標につきましては、補正予算においても約9,400万円を計上しておりますが、今年度の整備目標は、昨年度と同様、約300灯の更新設置を計画しており、本年度県が策定予定の次期行動計画の目標達成に向け、整備を進めてまいります。

藤田委員

300灯達成できて目標全体の何%になりますか。達成率というのはどのくらいになるわけですか。

時谷交通企画課長

約300灯を整備しまして、約69%でございます。

藤田委員

全国で初めて設置された県警本部前の交差点のLED型の信号機、設置後20年間が過ぎても一度も交換をしてないということが新聞記事に載っていたわけでありましたが、耐久性に非常に優れている。しかしながら、それは電球のことであって、LEDをコントロールする制御板でありますとか、本体の柱の部分、これについては耐用年数というのはどれくらい、何年くらいありますか。

時谷交通企画課長

信号制御機と信号柱の耐用年数については、警察庁から更新基準として示されておまして、信号制御機につきましては、製造後おおむね19年を経過したものについて、点検結果、補修履歴等を踏まえ、必要性に応じて優先的に更新することとなっています。

また、信号柱につきましては、設置環境により老朽化の度合いに差があるため、点検結果等を踏まえ、各県警察において更新時期を判断することとされておまして、県警察で

は、おおむね30年を経過した信号柱を対象に重点的な維持管理を実施しておるところでございます。

藤田委員

昨年度、決算認定特別委員会で、県警察が設置後30年を経過する信号機が約22%あるという答弁をされておりましたが、県内の信号機のうち耐用年数を過ぎている制御板や信号柱など、この割合はどのくらいあるのでしょうか。

時谷交通企画課長

県内に設置している信号制御機と信号柱のうち、更新基準を経過しているものは、平成27年3月末現在、信号制御機は485基、約31%でございます。信号柱1,223本、約24.9%となっています。

藤田委員

全体の24.9%ですか。これが耐用年数を過ぎているということなんですけれども、この耐用年数を過ぎている老朽化した信号機が道路上危険を及ぼすというか、危険を生じるようなことが絶対にあってはならないことなんですけど、これまでに制御板が故障したであるとか、それによって交通の規制に支障が生じる、信号柱が倒れるということはあまりないと思うんですけど、このような事故の発生というか、故障の発生例はあるんでしょうか。

時谷交通企画課長

県内では、現在までのところ、信号制御機の老朽化が原因の故障や事故等の発生はありません。また、信号柱の倒壊による事故等も発生はしておりません。

藤田委員

発生してないということなんですけど、報道等で警察庁が交通安全施設の維持管理に関する中長期的な計画を作り、全国の警察に指示をしたということですが、これを受けて、特に公共施設の長寿命化計画とか、そういうことが非常に大きな課題となっているわけですが、県警察においてこの指示を受けてどのような取組を行っていくのか、これを聞いて終わりにいたします。

薄墨交通部長

委員御指摘のとおり、本年3月、警察庁から各県警察に対しまして、交通安全施設等の維持管理にかかる長寿命化計画の策定が指示されております。この指示では、各県が策定します公共施設等総合管理計画との調整を図ることとされておりますことから、県警察では、県が策定しました徳島県公共施設等総合管理計画に警察施設のほか、交通安全施設として交通信号機の維持管理を盛り込んだところがございます。

現在、交通信号機の維持管理方策としましては、警察官の点検のほか、専門業者に委託し、目視、触診や打音、高所作業車を使用しての点検等を実施しております。その結果、昨年度は30本の信号柱の更新を実施しているところでございます。

今後におきましては、警察庁から示されました方針を踏まえながら、公共施設等総合管理計画に基づきまして、点検の頻度、項目や方法、更新数の見直しなど、交通信号機の維持管理に関する中長期的な管理計画を策定しまして、より適正かつ効率的な維持管理に努めることといたしております。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時01分）